

社団法人 町田法人会報



funitami 1991

表紙・端雲（西ニューギニアにて）三橋 国民氏 画

平成3年. 1月. No. **35**



年頭のご挨拶

社団法人町田法人会会長 石井 儀一

新年あけましておめでとうございます。
輝やかな平成3年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご繁栄を心からお慶び申し上げます。いつも当会運営に当り格別のお力添えご支援を頂き誠にありがとうございます。又町田税務署安光署長を始め幹部の方々、署員の皆様のご理解と適切なるご指導を賜わり心より厚くお礼を申し上げます。

さて昨年は40年と云う永い間当法人会の発展にご尽力を頂いた三橋会長のご逝去に伴い当法人会関係者はもとよりの事関係諸団体他多数の方々のご参列ご焼香を賜わり誠に有難うございました。今更乍ら三橋会長の偉大なるご功績ご人徳に胸うたれたものであります。その後9月の理事会に於て不肖私が三橋会長の後任として残任期間を承けたまわる事に相なり、大変名誉な事ではありますがその責務の重大さを痛感致しております。

又昨年何回かご案内申した当会の創立40周年他の記念行事も延期の止むなきに至りましたが、本年適切な時期に周年行事を挙行致したいと考えております。その節はご支援の程宜しくお願い申し上げます。

さて年頭に当り本年これからの会の基本的な方向付けとして、所定の事業の遂行は勿論ですが商法改正に伴う新設法人の激増が予測されますので、会員増強の強化を図って行きたいと思っております。

私共法人会は「税の良き理解者」であると共に「良き経営者たらんと願う者」の団体として一人でも多くの方にお仲間入りをお願いする責務があろうかと存じます。地区会の役員さん方には大変ご負担の多い事かとは存じますが、毎月の新設法人の加入勧奨を特にお願いしたいと思います。

又当会の発展には会員様のご支援が何よりの支えでご座いますが、何んと申しても17地区会の活性化が基本となります。稼動法人の多い地区は更に細分割を図りきめ細かな対応が必要かと考えております。その為には理事40名の総員が地区会長、或は委員長とか部会長とかのお役目を分担してもらい会務の運営を進めて行きたいと思っております。市場環境誠に厳しい中ご自分の経営の他に地域社会の奉仕者としてご活躍願う事を特に切望致します。

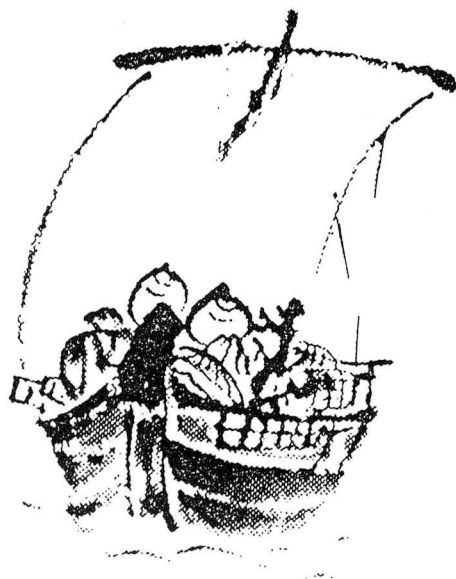
昨年11月14日の納税表彰式には当法人会から署長表彰2名、感謝状2名の方々が栄えある受彰に浴されました。日頃の税務行政に対するご協力と税に対する良き理解者として表彰をお受けになられた事で誠に喜ばしく心よりお祝いを申し上げます。

又同じ11月には「優良申告法人」として会員の中より新らしく四社の法人が町田税務署長より表敬を受けられました。これは想像を絶する様な厳しい調査選考をパスされての表敬であり心から祝意を申し上げます。

法人会は理事会を始め地区会域は委員会とか部会の多くの役員さん方のボランティア活動によって支えられております。従って会員を含め総ての方が受彰の対象と考えております。而し乍ら受彰の枠は極めて僅少でありますので選ばれた方々は最高の栄誉であり法人の模範であると同時に会活動に或は地域社会に対する貢献も大いに期待されるどころかと

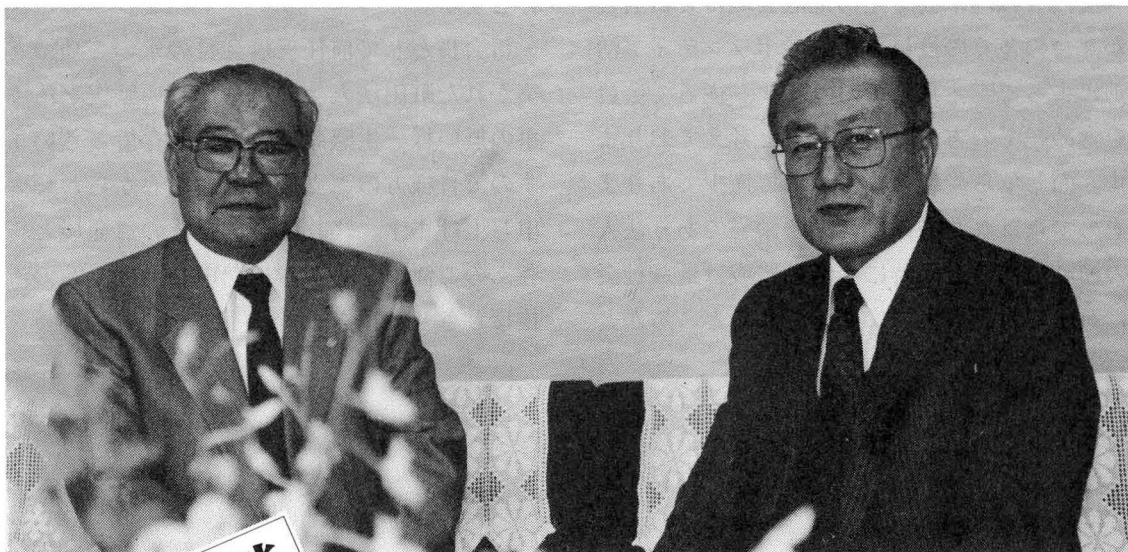
存じます。

新会長として前任三橋会長の永いご功績と築かれた町田法人会の輝やかなしい歴史を汚す事の無い様一生懸命努力致す所存でございますので皆様方のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。終りに会員企業のご発展と皆さんのご健康を心から祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせていただきます。



目 次	
年頭のご挨拶 (会長)	2
平成3年「新春対談」(会長・署長)	4
平成2年度納税表彰	7
青色申告制度施行40周年記念	8
税を知る週間行事・公開講演会報告	9
平成2年度会員増強報告	10
我が地区会 (忠生第2・町田北第2地区会)	11

法人税問答シリーズ	12
短歌・俳句欄	15
連載・武将の死に際 (秀吉の場合)	16
第2回拡大役員研修会報告	18
部会だより	19
税務署からのお知らせ	22
事務局だより	24



写真左・石井会長、右・安光署長

新春対談

愛される税務署に・・・(署長) 経営に役立つ法人会に・・・(会長)

出席 町田税務署署長 町田法人会会長
安光 洋 石井 儀一

会長 新年明けましておめでとうございます。昨年“天馬空を行く”という午年であったわけですが、果して空を駆けるようなことができたかどうか、むしろ地道な歩みできたような気がします。今年は未ということで、実は私の年なんです。

署長 それはおめでたいですね。

会長 ですからなおさら一步一步堅実に歩んでいきたと思っています。昨年は40年間会長を務められた三橋さんを失った、大変な年でもございました。

署長 町田法人会のために大変尽力なされた誠におしい方を失いましたね。しかし石井会長さんは、三橋さんの良き面をすべて受け継いで法人会を運営なさるわけですから、私たち税務署から眺めて町田法人会には全くの不安がありません。町田法人会がこれまでいろ

いろな意味で積極的に税務署をバックアップしていただいていることに敬意を表します。法人会の会員それぞれが自分の事業の発展を考えて、相互の和を計って、法人会をうまく活用していただきたいと思います。

会長 署長さんのおっしゃるとおりで、私たちが会の運営に当って、何らかの形で会員企業の経営のお役に立つ方法はないか、特に税務署の窓口を通して企業のお役に立つ方法はないかと、常々考えているわけでございます。

署長 税務署は税務署なりに、税の面を通じて、あるいは税の面は通じなくても会員の皆さんが発展できるような示唆なりいい知恵を積極的にご提供していきたいと思っております。私はちょうど10代目の署長になりますので、これをひとつの節目として、先輩方のいい伝統を受け継ぎながら私は私なりに“愛さ

れる税務署”を志そうと思っています。もっとも税金を安くすれば愛されますけど(笑)それはだめですから、適正公平な課税を心掛けながら、愛される税務署・税務署長でありたいと思います。

会長 署長さんも大変お忙しいと思いますが、余暇はどのような過ごし方をされていますか。

署長 町田には国際版画美術館がありますが、私は美術館巡りが非常に好きで絵画、彫刻を見て歩きます。それと読書、読書が趣味というところちょっとキザに聞こえるので、活字を見るのが好きだという言い方のほうがいいと思います。(笑) ちょっと尾籠な話ですが、トイレにまで何か活字を持っていかないと気がすまないんです。

会長 昨年のは拡大役員研修会で講話をしていただきましたが、署長さんの文学に対する造詣の深さにはびっくりしました。スポーツの方はいかがですか。

署長 昔は運動が好きだったんですけど、このところは暇もなくて……。町田へ来る前に家の周辺を自転車でよく走り回っていました。その結果、ハーフ70いくつだったゴルフが、ろくに練習



もしないのに自転車のおかげで50台になって、皆がびっくりしていましたよ。

また自転車乗りを復活させなければと思っています。

会長 昔から歩くのは健康法と聞いていますが、自転車走法も健康にはいいんですね。私は毎朝夏も冬も、ペランダでパンツひとつで、オイッチニイの体操をするんです。これはもう20何年も続けており、やらないとどうも一日調子が悪い。

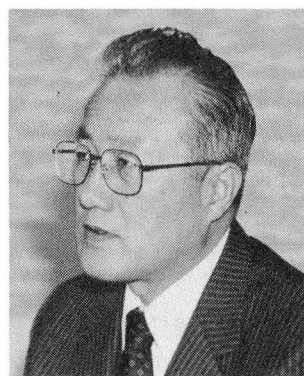
署長 それはいいですね。会長さんは釣りが大変お好きだとか。

会長 極端なことをいうと、三度の飯を食べなくても釣りをしたい。亡くなられた三橋さんともよくご一緒したんですが、最近は時間がとれなくてなかなか行けません。

署長 どちらですか海と川と。

会長 私は川専門です。川でも最近では鮎釣りに凝っているんです。

署長 鮎はこの頃はなかなか釣れないそうですね。



会長 むつかしいですね。釣り人が多くなってポイントの取り合いになったりします。

署長 私は魚釣りは下手くそですが、魚を食べることは大好きなんです。(笑) 大蔵省にいるときに北海道へ出張して、積丹半島で食べた浜鍋の味はいまでも忘れられません。

会長 そういう景色の中で食べるから、また余計おいしく感じるんですね。最近は忙しくて、釣りも去年は2回行っただけです。昔は孫を連れて鮎釣りに行ったりもしたんですが孫も大きくなって、向こうが行かないから。

(笑) 署長さん、ご家族は？

署長 貧乏人の子沢山で、(笑) 子供が4人おります。下が2人とも女の子で、一番下はまだ中学1年生です。小学校の4年くらいまでは可愛かったのですが、あとは憎まれ口ばかり叩いて(笑) 親の言うこときかないですから。親と一緒に歩くのが嫌で……。

会長 大体そういう傾向でしょうね。私のところは一番上の孫が今年大学受験です。外に出た孫はまだ小さいのがいますが、長男の孫が一番下でも中学2年です。皆無事に健康に成長しています。ただ私の子供にこんなこと

言われたことがあります。「お父さんに遊びに連れて行ってもらった記憶がない。だから私は自分の子供を休みにどっかに連れて行く」と。昔は商店街は休みは月に一度、増えて二度という時代でしたから。

署長 私もちょうど上の3人の子供のときは銀行局で金融検査官をやっている、全国へ出張するわけですから、そういうチャンスが非常に少なかったですね。それが未だに尾を引いて、子供との対話が少ないですね。

会長 だからせめて罪ほろぼしに孫を連れて食事に行ったり、あるいは川に行ったり、ということをやっているわけです。ところで署長さんは着任半年になるわけですが、町田の印象はいかがですか？

署長 東京にしては非常に緑の多いところですね。丘陵地帯もあって、住むにはいい環境だなと思います。夏目漱石が明治29年に松山中学校の先生をやめて、熊本の第五高校へ赴任するのですが、そのとき熊本は緑が多かったので、漱石は森の都といったそうです。私も町田に赴任して町田もそんな感じを受けました。それに鶴川には自由民権運動の資料館があり、税務署の近くには国際版画美術館もあります。最近では地元の諏訪内晶子さんがチャイコフスキーバイオリンコンテストに優勝されるなど、非常に文化程度の高いところですね。そういうところで仕事が出来るとするのは、自分も文化程度が高くなるような感じがして、いいところに来たと思っています。

会長 私どもの子供の頃

は、もっと緑も多く、遊びといえば野山を駆けめぐったものです。それを考えると、今の子供たちは可哀想だなと思います。商業の街として発展してきたわけですから、いた仕方がないとは思いますが。

署長 法人会も今年は創立40周年記念式典を予定しておられるそうですね。

会長 本来なら昨年11月に予定していたわけですが、三橋さんのご逝去で今年の5月に延期しました。創立40周年、社団化10周年ということで、法人会としては大きな節目でもありますし、会の社会性を高めるためにも大切な記念行事と考えています。署長さんにもよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

署長 それはもちろんです。法人会と税務署はお互いに健全な発展のために、頑張っていきたい、尽くしていきたいと思っています。

会長 これからの会の運営について、一に会員増強、二に地区会の活性化を掲げたいと思っています。そのためには記念事業も含めていろいろな施策、事業を展開していきたいと思っています。町田は新設法人のラッシュで今年

は恐らく500社は増えるだろうと予測されます。良き仲間である会員を増やしていくことが大きな命題だと思います。それと町田に法人会ありきと言われるためには、どうしても地区会の活性化が課題になると受けとめています。署のほうでもそれらに対してのご指導、ご支援をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。(町田税務署署長室にて)



平成2年度 納税表彰式で4名が受彰

平成2年度町田税務署納税表彰式が、平成2年11月14日午後2時より町田市民ホールで挙行され、安光署長から表彰状と感謝状がそれぞれ授与されました。

当会の受彰者は、次の4名の方々です。

平成2年度の納税表彰受彰者は12名。法人会より4名の方が表彰状と感謝状を受彰した。



税務署長表彰

有限会社クラウン興業 木口 正 殿

昭和57年、当会理事に就任。以来、会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努めた。昭和60年、常任理事及び地区会長に就任。地区別研修会等、地域に密着した活動をとおして、会員の納税道義の高揚に寄与した。



税務署長表彰

株式会社 堤 組 堤 敏子 殿

昭和57年、当会婦人部会の創設と同時に部会長に就任。昭和62年、理事に就任し、部会の組織の拡充と事業活動の推進を図るとともに、婦人の税知識の普及を目標に研修会等を積極的に開催し、納税道義の高揚に寄与した。



税務署長感謝状

ワタヤ商事株式会社 加藤 史 朗

昭和60年、当会理事に就任。以来、会活動に積極的に参画し会員の税知識の普及に努めた。平成元年、青年部会長に就任し、部会の組織の充実強化を図るとともに、研修会を積極的に開催し、納税道義の高揚に寄与した。



税務署長感謝状

有限会社しんざかや 木目田 元

昭和61年、当会理事に就任。以来、会員増強・組織の充実強化に努めた。平成元年、常任理事及び地区会長に就任。以来、研修会・懇親会を積極的に開催し、会員の税知識の普及、納税道義の高揚に寄与した。

青色申告制度施行40周年記念 感謝状贈呈式を挙



平成2年11月6日午後1時、当会最大のイベントである「法人会公開講演会」の開会に先立ち、青色申告制度施行40周年記念感謝状贈呈式が行われ、次の9名の方が受彰されました。(敬称略)

5年ごとに行われる青色申告制度施行周年記念感謝状贈呈式。今回9名の方が受彰した。



岩波 弘介

常任理事 総務委員長
岩波建設 株式会社



四ヶ所 守

常任理事 南第4地区会長
医療法人・社団法人
芙蓉会芙蓉病院



小川 量司

常任理事 組織委員長
原町田第2地区会長
株式会社 マルカワ



萩生田 博

常任理事 鶴川第1地区
会長
萩生田産業 株式会社



尾辻 胖

常任理事 町田北第2地区
区会長
株式会社 電巧舎



八木 要

常任理事 南第1地区会長
八木食品産業 株式会社



金子仙太郎

常任理事 会員増強特別
委員長
株式会社 金子商店



若林 忠次

監事
有限会社 若林工務店



小山 克己

常任理事 森野地区会長
株式会社 三和

屋山太郎氏を迎えて公開講演会を実施 「激動する国際環境と日本の対応」を語る



公開講演会の会場は、250名を越える参加者で埋めつくされた。



熱弁する講師・屋山太郎氏

平成2年度の税を知る週間は、11月11日から17日の間行われ、当会でも去る11月6日、ホテルザ・エルシィ町田に於いて、講師に政治評論家の屋山太郎氏を迎えて公開講演会を開催しました。屋山氏の講演要旨は次のとおりです。

国際情勢は急変している。しかし、国内の論議はそれとは関係無く、相変わらず井の中のかわすの様な論議をしている。問題は、今の国際情勢の中で、日本はどの様に生きていくか、或はどの様に発言権を確保していくか、世界的規模でものを見ていかなければならない時代に移っていると云う事である。

経済大国とは、即ち政治大国となる。しかし国際社会の中で、日本の政治は、二流程度にしか評価されていない。このままでは、世界レベルでの決めごとに参加出来なくなってしまう、経済大国としても落ちぶれてしまうだろう。

何故、世界情勢が変化したかと云うと。1945年に国連が創設され、「民族の自決・領土の不可侵」というルールが生まれた。しかし

その規範は、米ソの冷戦の為まっとう出来なかった。ところが米ソの冷戦が緩和され、秩序の維持を国連常任理事5ヶ国(米英ソ仏中)で決めていこうという事になった。

フセインは変化した世界情勢を見極めていなかった。クェートに攻めても、世界世論は米ソの冷戦でまとまることは無いと考えていた。フセインは、世界の潮流(国連の原理・原則を守る時代になったこと)を見損なったのだ。

東欧諸国もソ連の弱体化から民族自決の気運が強くなった。

ヨーロッパでは、「基準・規制・慣行」と云う国によって違いのあるものを同じにする運動“ボーダーレスエコノミー”を行っている。欧州各国の間で、経済は近似性のある活動になり、92年に通貨統合がされれば、同年末には3億2千万人の市場がヨーロッパに誕生し、この国々の間には国境(経済的)が無くなる。

今世界では、この運動を地球的規模で行おうとしている。同じ基準。同じものさしが求められている。それが国際化であり、日本に求められている事である。

会員増強運動をかえり見て

会員増強特別委員会 委員長 金子 仙太郎

企業は法人と個人がありますが、法人のうち「よき経営者となろうとする者」の集りが構成するメンバーで「社団法人町田法人会」を組織しています。町田税務署管内の法人数に対する当会の会員数の割合が組織率（加入率）となりますが、このような団体はこの組織率が必然的に存在します。組織率は会活動の活性化にもつながる重要な要素になります。

ここ数年、商法改正に伴う駆け込み新設法人の設立が急激に増加し、当会は東京国税局管内でも最多の増加数となっています。従って、会活動をおろそかにすると組織率の低下は目に見えており、会体制の脆弱化となります。ここに会員増強の必要性を見いだすわけで当会も東法連傘下の一員として役員一同ほか会員とともに増強運動に努力しているわけです。

ところで、会員増強は如何に行えばよいか。経営者にはそれぞれ考えがあり、方針がありますので、会の目的、趣旨等を単に説明しただけでは容易に新加入者を確保することができません。例えば、最も確保の可能性あるものとして「新設法人税務説明会」の場がありますが、当会ではこれを利用し当局の協力を

得て組織委員会が全力を傾けて新規加入者の確保に努めております。

又、各地区会においても、地区役員が率先して法人会の状況を説明し、さらに同業のよしみ等を利用し、ともに“よき経営者になろう”との意識のもとに、同一対象者に何回もアタックしているのが現状です。

さらにこれからは、新規加入者に対するアフターケア（接触等）が必要になってくるものと思っております。これは非常に困難なことです。このことが会員の質的向上にもつながり、会の組織強化となるものと思いません。

本年度会員増強の結果としては、前年度対比会員数107.5%の向上であり、この成果は各地区役員各位のご努力であり、ここに厚くお礼申しあげる次第です。

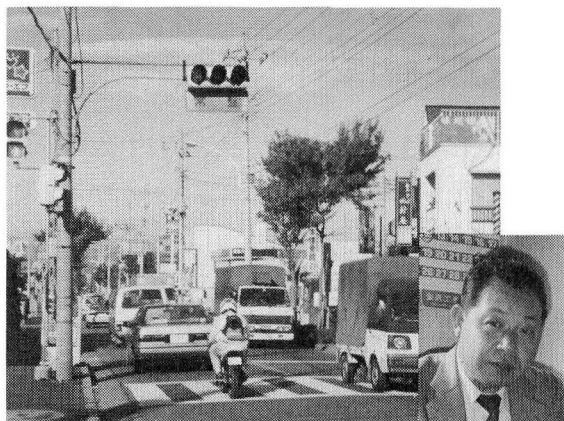
今後は、商法改正による資本金等の関係から法人の新設も今までのような数字ではなくなるとは思いますが、組織率の維持向上と質的向上に意をもちい努力したいと思えます。会員のみな様とともに、誇り得る法人会でありたい、よろしくご協力の程をお願い致します。



当会の会員組織基盤を支える「会員数調査特別委員会」は、毎月開催している。

我が地区会……………忠生第二地区会

地区会会長 石川 光 男



私達忠生第二地区会は、根岸、常磐、上小山田、下小山田、桜台団地、函師、矢部の広汎な地域の法人各位で構成されている。町田市街地を起点として八王子方面に向う町田街

道と鶴川方面へ向う芝満街道沿線の附近一帯にわたる商圈と各種製造業ならびに新開地桜台団地を含む商工業、サービス業等々各位の活発な企業活動により、地区独特の結束を固め会員相互の人間関係を深め地域商工経済の活性化を計っている。各地区とも公共性交通機関とする神奈川中央交通バス路線に沿っているため日常の交通量は近年飛躍的に上昇し、人的交流は活発化し、商工業共未来に向けてまだまだ大きく開けゆく希望を秘めている。現会員 155社の総力を上げて企業活動の活発化と、納税意識の向上に努め併せて未加入法人各位に向っても加盟運動を展開し増強にひたすら余念がない。

我が地区会……………町田北第二地区会

地区会会長 尾 辻 胖

私共の地区は本町田・南大谷・玉川学園そして、東玉川学園の町の区域です。本町田・南大谷は古くから農業を中心として住んでいる人々がありましたが、玉川学園、東玉川学園は本町田、南大谷、成瀬、金井が新しく住居表示されるまでは町名として入っていた所で昔からの住居は余りないようです。

さて当地は現在未加入法人が最も多い地区です。その殆んどが住宅内での法人登記であり、この1～2年の間商法改正がらみで設立された法人も可成り多いようです。

営業の実態の把握が困難であり事業活動に伴う地域とのお付き合い等が希薄となりがちですから増強運動も仲々成果が挙っていません。

今後の地区会としての課題は会員との対話

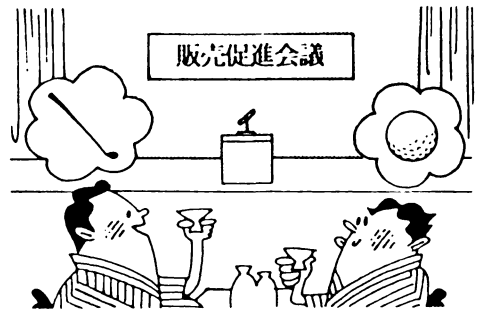


を計り、且つ会員相互の連帯感を盛り上げて更には未加入法人との密接なコンタクトを増して地区会の運営を地区役員と地区会員共々盛り上げて行く所存です。

法人税問答シリーズ

～ 観光地で開催した

会議の費用 ～



社長「今年の販売促進会議の原案が営業部長から提出されてきたが、ちょっと見てくれないか。」
経理部長「毎年全国の代理店のセールスマンを集めて行う会議ですね。（原案を見ながら）社長これでは会議費ではなくて交際費として処理することになりますね。」

社長「しかし、この会議の費用は毎年会議費として処理していたはずだよ。うちの会社は交際費を年間4百万円以上使っているから交際費ということになると全額損金に算入されないことになってしまう。どうして、今年の会議の費用は交際費となるのかね。」

部長「社長、去年の会議と今年の会議とでは内容が違います。去年の会議の日程表がありますので比べてみますと、はっきりいたします。」

(前年の会議日程表)

集 合	1月24日	午後3時00分	Pホテル（東京）
会 議		午後3時30分～7時30分	（2階会議室）
		社長挨拶	3：30～3：35
		当期営業成績報告	3：35～4：30
		代理店の現状報告	4：30～5：00
		成績優良者表彰	5：00～5：30
		来期営業政策発表	5：30～6：30
		夕食	6：30～7：30

*夕食後解散。遠隔地のものは宿泊

(今年の会議日程表)

集 合	1月26日	午後6時30分	Kホテル（宮崎）
会 議		午後7時00分～9時00分	（3階鶴の間）
		社長挨拶	7：00～7：05
		現状報告	7：05～7：20
		懇親会（宴会）	7：20～9：00

*翌日はゴルフ・コンペを行います。（午前9時スタート）

社長「そう言われてみれば確かに今年の会議は慰安的要素が強いね。営業部長も今年は販売員が頑張ったので慰労したいといていたが。」

部長「販売促進のための会議は販売活動の一環ですから、これに要した費用は基本的には会議費として処理するわけですが、会議のために遠隔地から招集する場合の旅行費用等については、その会議が会議としての実態を備えていると認められる場合に限り、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないこととされています。」

(措置法基本通達62(1)-13)

社長「会議としての実態を備えているかどうかは、どうやって判定するのかね。」

部長「具体的には会議の内容、開催場所、費用の内容等を検討して決めることになります。去年の場合は、先ず全国からセールスマンを招集するについて、どこの場所で開催するのが一番時間的拘束の面で合理的でかつ費用が安く上げられるかを検討しており、日程表をみても会議を現実に行っていることが明らかです。」

社長「去年は営業成績が悪くて、営業部長を中心に真剣に議論していたな。」

部長「今年の販売会議の原案を見ますと、当日の夜集合し、社長の挨拶のあと現状報告があるだけですぐ宴会に移っており、会議としての実態がありません。

また開催地を東京から宮崎に移していますが、去年に比べ費用が割高となっており、宮崎に移したことについて合理的な理由がありません。

さらに翌日は、ゴルフ・コンペを予定しており、参加者には会議目的としての認識がなく、慰労を兼ねた旅行招待と見るほうが妥当かと思えます。」

社長「会議に際して食事や飲物を提供した場合はどうなるのかね。」

部長「会議に際して社内または通常会議を行う場所において、通常供される昼食の程度を超えない飲食物等接待に要する費用は、原則として、交際費に含めなくて良いことになっています。」

(措置法基本通達62(1)-16)

社長「今年は宴会をする予定だから昼食の程度を超えない飲食物の提供とは言えないね。ということは、宴会費用も交際費になり、今年の会議に要した費用の全額が交際費となるということかね。」

部長「そうですね、今年の場合は会議としての実態も備えていませんし、金額的に見ても会議費用として妥当な金額とは認められませんので、原則として全額が交際費になると思えます。」

税務署からのお知らせ

～ 法定調書の提出について ～

法定調書は、1月31日までにご提出下さい。なお法定調書は、磁気テープでも提出できます。詳しくは、税務署（所得税第一部門・資料担当 ☎28-7211）まで。

商法改正のポイント

商法等の一部を改正する法律案が、さる6月22日の参議院本会議で可決成立し、平成3年4月1日から施行されます。主要な改正点は以下のとおりです。

商法の主な改正点

項目	現在は……	改正後は……
最低資本金	法律の規定はないが、事実上35万円	1000万円 既存会社の猶予期間は5年
会社設立の人数	発起人は7人以上	1人でも株式会社を設立できる
出資払込場所	発起設立については法律の規定はない	銀行または信託会社
検査役の調査	現物出資などに必要	不動産の現物出資については弁護士の証明制度を認める
優先株の発行	優先配当額などを定款に記載	優先配当額の上限だけを定款に記載し、具体的な金額は取締役会で決定
無議決権株の発行限度	発行済株式総数の4分の1まで	発行済株式総数の3分の1まで
端株券の扱い	無記名式で発行され、端株主には会社に対する買取請求権はない	端株券を発行しないでもいいが、端株主には買取請求権を認める
株主の新株引受権	当然には認められない	株式の譲渡制限を定めた会社では、株主に新株引受権を認める
社債の発行限度	資本金と準備金の合計額か、純資産額のいずれか低い方まで。ただし、担保付社債、転換社債、外債はその2倍まで	発行限度は純資産額まで。2倍まで発行できる社債のなかにワラント債を加える

短歌 俳句欄

(株)八木商店 八木きよ子

黄の小菊一輪さして一日の

始まりとせんわれの机に

十三夜頭上に浮くを見やりつつ

シャッター下すひとときもあり

(有)カサイ印刷 笠井 康代

正月を実家に帰る新嫁が

はずむ挨拶のこしゆきたり

戦時より傍人にありて語らざる

日本人形の瞳なにをみてきし

亡兄、紹隆院殿に

(株)宝永堂 三橋 国民

そこはかとなき径しろうく蟬しぐれ

甲冑の中の緋いろに菊咲けり

寂寥のこころロンドン塔に冬

丸昭シルク(株) 堀内 判子

育くみし沈丁花の香を 待ちわびる

(株)町田電子センター

ほろにがき過去におもひの 枯葉みち

陽だまりの影に安らぐ 赤とんぼ

(株)三興 渋谷 清

厚物のうらがはずでに宵のいろ

大菊の従容として散りにけり

(株)日経コンサルタント事務所 丸山葦人

とんぼ逃げ兄叱りしや弟を

大和路の古寺巡礼や秋の蟬

(株)堤ビル 堤 敏子

かかじ燭に社殿ぬくもる酉の市

聞きながすことも世過ぎの秋裕

俳句のつくり方

俳句を作る心構えについて、青芝俳句会主催の中村先生に伺ってみました。

「俳句は五七五の十七音詩ですが、五、七、五と切らないで五、七五か五七、五とか途中で一回区切って詠むといい句が出来ます。」

季語は季節の事物を表す語です。俳句と川柳のちがいの一つも、この季語のありなしによるといっても過言ではありません。注意しなければならぬことは、秋と稲刈りとか、寒さと雪とか季語が重なることです。日本人は季節の推移に敏感です。自然の景物、たとえば雨とか虫とか風とかに対しても興味関心をもっています。それらを入れて手始めに俳句をつくるとよいとの事でした。

趣味のひとつに如何ですか。次回の投句をお待ちしております。

武将の死に際

豊臣秀吉の場合

つなぶちけんじょう
綱淵謙錠

綱淵謙錠氏略歴

大正13年樺太生まれ、東大文学部卒。
昭和47年「斬」で第67回直木賞受賞。
「幻」「戊辰落日」「幕末風塵録」等多数の作品がある。

豊臣秀吉が最後の栄華と豪遊をみずから楽しんで醍醐三宝院での花見は慶長3年（1598）3月15日であった。

当時、伏見城にいた秀吉は、数え6歳の秀頼をはじめ、北政所・淀君・松の丸・加賀局らの妻妾を伴い、諸大名もこれに随って、1日の歓を尽した。

その名残りの夢もまだ醒めやらぬ5月5日、端午の節句の祝儀のあと、秀吉は伏見城で発病した。俗説によると、このとき出された鶴の吸物を食べすぎたためといわれるが、激しい胃痛と下痢に襲われ、病床に伏す身となった。

医師たちははじめはそれをさほど重大視していなかったようである。2、3日も休養をとれば、すぐもとの元気をとりもどせる、と考えていた。しかし、容態は好転しなかった。侍医たちはあわてた。おそらく自分の肉体の意外なほどの衰えをいちばんよく知っていたのは秀吉自身だったかもしれない。それから3ヵ月後の8月18日に秀吉は死んだのであるから、病勢の進行は想像以上に早かったのである。

その病気を現代の医学から見て、胃痛と下痢から胃癌だったといい、また、当時秀吉が病床にあって激しい咳気に襲われたことから、労咳(肺結核)

ないし肺癌だったともいう。その他、腎虚説から毒殺説まであって、いまだ定説なし、といったほうがよいのかもしれない。いずれにしても、数え63歳の秀吉の肉体は、少年時代の流浪生活から織田信長に仕えてからの絶えざる戦陣生活の中で蓄積された疲労で、すっかり老廃化していたのであろう。

病床にあった秀吉の脳裏を占領していたものが少なくとも2つあったと思われる。1つは明国征服のために朝鮮へ出兵していた将兵たちの身の上であり、もう一つはそれと深い関係にある豊臣政権の行く末であった。

朝鮮戦線はいまや膠着化し、秀吉自身その泥沼

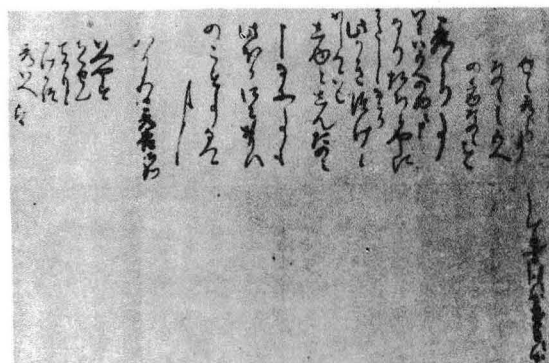


豊臣秀吉

から足を抜くすべを失っていた。そして、それになんらかの結論を与えるには、すでに自分の肉体はあまりにも衰え果てていることを自覚したはずである。

朝鮮出兵問題をどう処理するか。その成否こそ豊臣政権の存亡を決する鍵である。とすれば、このまま自分が死んだあと、豊臣政権はどうなるのか。戦国の世に生き抜いた秀吉にその行く末が見えないはずはない。しかし、そこに見えるのは、一代で〈天下人〉に駆け上がった独裁者には絶対に容認できない未来図であった。豊臣政権の崩壊はわが子秀頼の命運にかかわる問題である。それなのに秀頼はまだ6歳。その焦慮と不安は、病床にある秀吉の思考と感情のすべてを「秀頼可愛いや」の一点に集中させた。それは老呆の一面だったかもしれない。

6月16日、秀吉は病気をおして諸大名を引見し、幼い秀頼を自分の傍に待座させて、その左右に浅野長政・石田三成・増田長盛らの近臣を居並ばさせた。大名たちの引見が終ったあと、秀吉は盆に盛った菓子を三成たちに分ち与え、大きく溜息をついて、「秀頼が15歳になるのを待って天下を譲



秀吉遺言状 (毛利家所蔵)

り、傍からきょうのように諸大名の奉仕するさまを見たいと願っていたが、それもいまはかなわぬことになった」と語って、はらはらと落涙したので、近臣一同もらい泣きして退出した。

秀吉の病いは重くなった。7月15日、秀吉の要請に従って、諸大名は秀頼への忠節を誓う血判の誓紙を提出した。また、死期を悟った秀吉は7月の末から8月の初めにかけて11ヵ条からなる遺言状を口述し、さらに8月5日には、最後の気力をふり絞って、五大老 (徳川家康・前田利家・毛利輝元・上杉景勝・宇喜多秀家) 宛に秀頼の将来を委託する書付けを、涙ながらに書いている。――

〈秀より事、なりたち候やうに、此かきつけのしゆ (書付けの衆、すなわち五大老) としてたのみ申候、なに事も、此ほかは、おもひのこす事なく候。

返――秀より事、たのみ申候、五人のしゆ (五大老) たのみ申候、いさい五人の物 (五奉行、つまり石田三成・浅野長政・増田長盛・前田玄以・長束正家) に申わたし候、なごりおしく候、以上〉

もはや見栄も外聞もなく、ただひたすらに「秀頼の将来を頼みます」と嘆願しているのである。五大老は秀吉の家臣ではない。かつては秀吉と同列に国盗り競争に励んでいた武将たちである。とくに家康は最強のライバルだった。嘆願するしかないのである。しかし、誓紙も嘆願も将来の保証にならぬことは、秀吉自身が最もよく知っていたはずだ。そこに秀吉の苦悩と悲哀があった。

8月9日、五大老は秀吉から朝鮮撤兵の許可を得たが、その直後から秀吉は悩乱状態に陥り、8月18日、衰弱枯瘦のうちに死んだ。そこには栄光と悲惨のはざまに苦悩する権力者の孤独な姿が浮彫りにされていた。

第2回 拡大役員研修会 開催される

研修委員長 杉浦 信 男



第2回役員研修会には、約120名の方が参加した。

去る11月28日、相模原市のラポール千寿閣において、第2回役員研修会を開催しました。

昨年に続いて、今年度も地区会の組織基盤の強化を目的として行われた研修会では、約120名の地区役員等が参加しました。

杉浦研修委員長の司会のもと、初めに石井会長の挨拶。講演の「ゴカイ考」を熱弁する安光署長。続いて岩波総務委員長が会の現状報告、特に会員増強月間の中間報告等を発表しました。

また安光町田税務署長の講演「ゴカイ考」では、故事・文学・男女・歴史・税務等の面での“誤解”について講演され、最後に、税は社会共通の会費であり、また国際社会のうえでも貢献している大事なものと結ばれました。

講演終了後は、会場を移して、尾辻町田北第2地区会長の司会で懇親会を開催し、なごやかなうちに散会しました。



懇親会の会場風景

税務研修会の実施

源泉部会 部会長 林 明 宏

平成2年10月15日午後1時30分より会員である明光証券(株)町田支店を会場にお借りしまして次のテーマで税務研修会を行いました。

1. 源泉所得税事務の基本
2. 事例研究「(1)非課税とされる旅費の範囲、(2)給与と報酬・外注費との区別、(3)支払手数料にかかる源泉税、(4)通勤手当の処理」

講師は、町田税務署法人税第一部門野崎上席指導官、大鐘上席調査官をお願いし、事例研究では参加者を二組に分け質疑応答をまじえた有益な研修となりました。会場はJ R町田駅前であり交通に便利なため多数の参加者を得ました。

明光証券(株)町田支店には誌面を借りてお礼申し上げます。

平成2年度分年末調整事務等説明会

町田税務署、町田市役所、(社)町田法人会3者共催による年末調整事務等説明会が11月13日を初めとし、11月22日をもって終了しました。5ヶ所での参加者合計は540名でした。

今回変わった主な点は次のとおりでした。

1. 個人年金保険料に係る生命保険料控除の

控除限度額が50,000円（改正前5,000円）に引き上げられました。

2. 寡婦控除（特別の寡婦控除）又は寡夫控除の適用を採る際の所得者本人の合計所得金額の限度額500万円（改正前300万円）以下に引き上げられました。

第二回会報発行にあたり

婦人部会 部会長 堤 敏 子

三橋前会長の御逝去に際し、改めて生前の御指導を感謝申し上げ御冥福をお祈り申し上げます。10月より石井儀一新会長のもとと改めて始動いたしました。栄誉ある町田法人会のもと婦人部会も目的にむかい皆様と共に努力してゆきたいと思っております。

〔部会事業報告〕

7月10日 東法連婦人部研修会 3名参加

7月4日 見学研修会 40名参加

東京電力のご好意でバスを借用し、横須賀火力発電所の見学に行く。今年の暑さは驚異的で、皆様日夜を問はず努力していらっしゃるとの事でした。

東京電力の供給最大電力は5030万キロワットでもし足りない時は東北、関西からの応援をと思ったそうです。電力使用量の落ちる深夜電力を使用してとの要望でした。

帰路、鎌倉長谷観音を参詣。

- 9月19日 安光署長をお迎えして講演会
統括官、指導官により質疑応答によるご指導をいただく。35名参加。
- 10月29日 全法連婦人部研修会。4名参加。

税務研修会に出席して

婦人部会 副部長 神 蔵 玉 江

税の週間的一端として、婦人部会では、去る11月13日、八千代信用金庫町田支店に於いて、研修会をいたしました。午前10時に開会し、署より副署長、親会より会長、副会長のご出席をいただきました。講師として、小林統括官は、土地を利用して、貸ビル、貸マンションを建てて不動産管理会社を設立している場合のお話でした。管理委託方式と、又貸方式があるが、管理費等は適正であるか、役員の給料は業務に相当したものであるか、税法上認められない場合もあると、実例を上げてわかりやすく説明して下さいました。次にスライドにより相続対策を学びました。地価高騰による商売一家の長期的対策にどなたも人ごとでないと感じたことでしょう。

引続き講師野崎上席指導官は、貸ビル貸マンション貸家があるときの敷地の評価について、資料をもとに説明して下さいました。借金により賃貸ビルを建設すれば相続税の節税が計れるが3年は健在でなければいけない等……又地区により倍率方式と路線価方式があるが、図の見方や路線価による土地の評価の計算も順序をおっての勉強に会場には50人以上もおられるのに皆様静かに熱心に拝聴しました。会場を提供して下さいました八千代信用金庫の方にお礼を申し上げ、午後は町田ローズ劇場にて佐久間良子、小川真由美主演の「遺産相続」を鑑賞しました。皆様のお陰で大変充実した一日の研修を終ることが出来ました。ご参加ありがとうございました。



7月に行われた見学研修会。横須賀火力発電所の前での記念撮影。



相続税対策について熱弁する小林総括官。

青年部会活動報告

青年部会 部会長 加藤 史朗

青年部会の6月から11月の間の事業活動を報告します。6月22日に「外国人を雇用した場合の税務」等、海外投資にかかわる問題をテーマに税務研修会を開催。

7月24日には、今年度の試みの一つとして第1回役員研修会（仮題）を実施しました。テーマに選んだ人材問題について様々な問題提起と意見交換がおこなわれました。

翌25日に恒例の第9回ゴルフ・コンペを開催。17名の方が参加しました。

9月21日には、「第4回法人会全国青年の集い」が東京プリンスホテルにて行われ、全国より2,000名を超える青年部員、各単体会



9月21日に行われた全国青年の集い。部会実況報告でのスナップ。



10月には公開講演会を開催した。

会長、税務署幹部の方々が集いました。

10月9日、町田市民ホール第4会議室において公開講演会を開催。講師にNHKアナウンサーの尾崎正治氏をお迎えして、日々進歩する、高度な技術を駆使した現在のニュース番組の作り方や、放送されるまでのプロセス等のお話を楽しく伺いました。

11月16日には、今年度2度目の税務研修(研究会)「法人税・相続税事例研究会」を実施。参加された20名の方々が、日頃わからない税務上の疑問点について発言し、講師の小林統括官、佐々木統括官、野崎上席指導官よりそれぞれ説明や解釈の仕方などをお話して頂きました。

税金もキャッシュレスの時代!!

～所得税の納税は振替納税が便利です～

- 忙しい方には、とても便利です。
- いちいち納めに行く手間が省けます。
- もし、納期を忘れても安心です。
- 振替を利用しないと……………



振替納税の申し込み・お問い合わせは、管理部門（内線412まで）

研修委員会 より お知らせ

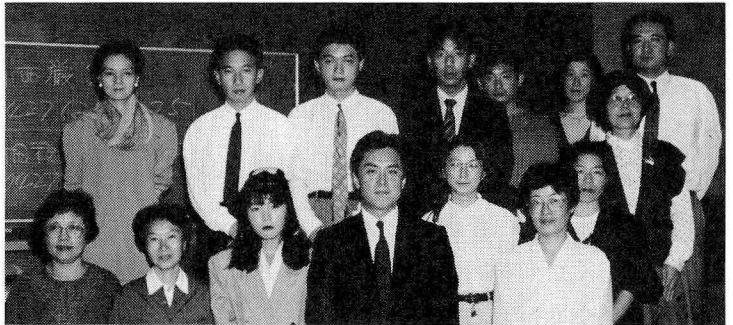
平成2年度 実務簿記講習会実施報告

研修委員長 杉浦 信男

例年好評を頂いている実務簿記講習会は、去る10月19日中級実務簿記講習会の閉講式をもって、平成2年度の全過程を終了しました。

今回で9回目になる初級は、6月1日より行い、60名の方々が申し込みされ、最終日の7月27日の閉講式では、57名の方々に会長から修了証書と記念品が贈呈されました。

続く中級は、8月24日より10月19日の間、9回にわたって行われました。初日の参加者22名は、最終日に14名と例年に比べ小人数となりましたが、中身の濃い講習会であったと



中級編の受講終了者の皆さん。小西先生をかこんで……

思います。

なお初級の閉講式では、(株)朝日電工の富田周子さん、中級の閉講式では、(学)玉川学園の高瀬泰利さんが、それぞれ受講修了者の代表となりました。

税務署からののお知らせ

◎確定申告はお早めに！

所得税の申告と納税は2月16日（土）から3月15日（金）までです。3月11日以降は大変混雑しますので相談、提出はお早めにお願ひします。

申告書の提出は、郵送でも差し支えありません。また、税務署には時間外收受ポストを設置しておりますのでご利用下さい。なお、申告書の控の返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

※確定申告をしなければならない方

- 1 事業・不動産・譲渡・雑所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いた金額を基として算出した税額が、配当控除額より多い方。
- 2 給与所得がある方で 1) 給与の収入金額が1,500万円を超える方。 2) 給与を1ヶ所から受けている方で、給与・退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える方。 3) 給与を2ヶ所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の各種所得の合計

額が20万円を超える方。4) 同族会社の役員や親族などで、その法人から給与のほか
に貸付金の利子、店舗などの賃貸料、機械
などの使用料などの支払いを受けている方。

3 平成2年に土地や建物などを譲渡した方。
※確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告をしなくてもよい方でも、雑損控
除・医療費控除・住宅取得(等)特別控除な
どを受け源泉徴収された税金が戻る方、ある
いは年の途中で退職し源泉徴収された税金が
戻る方などは還付を受けるための申告書を提
出することが出来ます。

この申告書は2月15日以前でも提出するこ
とが出来ます。

◎ 税務署の駐車場は1月16日～4月上旬の
間使用できません!

付近一帯は駐車禁止です。ご来署は電車・
バスをご利用下さい。

◎ 電話で気軽なタックスアンサーを

身近な税金のご質問はお手持ちの電話で御
相談下さい。コンピューターがお答えいたし
ます。御利用の際は、タックスアンサーコー
ド表(町田税務署・法人会事務局で配布)を
お使いください。

☎ ダイヤル式 03-3213-2222

☎ プッシュ式 03-3213-7777

◎ 税金について更に詳しくお知りになりた
い時は、税務相談室をご利用下さい。

東京国税局 03-3216-0511

八王子分室 0426-26-5105

立川分室 0425-26-0655

ご存じですか?

マイホームを売ったときの税金

マイホーム(自己の居住用の土地や建物)
を売った場合の譲渡所得については、「3,000
万円の特別控除」、「軽減税率の特例」や「買
換え(交換)の特例」がありますが、所得税
の確定申告をするに当たっては、次の点にご
注意下さい。

◎ 「3,000万円の特別控除」、「軽減税率の特例」

マイホームを売った場合には、売った方と
買った方の関係が親子等特別の関係がないな
ど一定の要件を満たすときは、「3,000万円の
特別控除」の特例を受けることが出来ます。

なお、昭和54年12月31日以前から所有して
いたマイホームで、買換え(交換)の特例の
適用を受けない場合には3,000万円の特別控
除を差し引いた後の所得金額に軽減税率(所
得金額4,000万円以下の部分10%、4,000万円
を越える部分15%)を適用して所得税額を計
算することが出来ます。

◎ 「買換え(交換)の特例」

この特例を受けるためには、次に掲げる要
件のほか一定の要件に該当しなければなりま
せん。①マイホームは、昭和54年12月31日以
前から所有していたものであること。

②父母又は祖父母がマイホームとしていたも
ので、これらの者から相続(遺贈)により取
得したものであること。③売った方が、30年
以上の期間居住していたものであること。

◎ 特例を受けるには

所得税の確定申告書に、これらいずれかの
特例の適用を受ける旨を記載するとともに住
民票(除票)の写しなど、特例に応じた一定
の書類を添付しなければなりません。

◎ なお、これらの特別の適用を受けたとき
は、「住宅取得等特別控除」の適用はありま
せんのでご注意下さい。

事務局だより

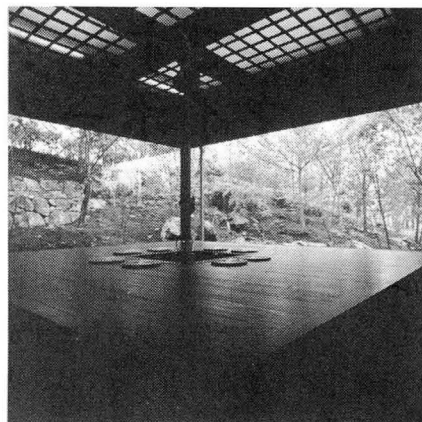
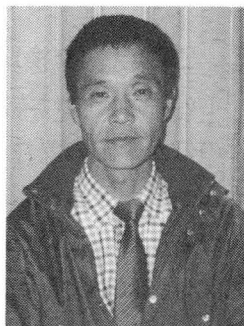
当会会員が型破りな日本庭園で 花博の大賞を受賞

大阪・鶴見緑地で開かれた“花の万博”で、当会、鶴川第一地区会員の関東造園建設協同組合（代表理事・佐藤友義氏）の作品“むさしの山野草園 臨泉峰”が日本の庭・屋外部門で大賞を受賞しました。ハデな演出の庭が多いなか、雑木や山草を使って「自然美」を表現したのが評価され、去る9月30日、花博の閉会式で表彰式が行われました。

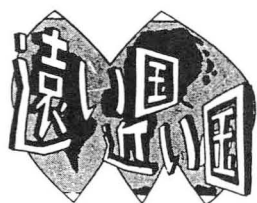
“臨泉峰”は秩父・多摩地方の高地を表現したもので、丘陵、山地、自然林の3エリアによる回遊式庭園。約500平方メートルの広さ。桧ムク材を使った数寄屋造りの茶室から、滝と流水がある庭を眺める事が出来ます。日本

式庭園のタブーを破り、タツナミソウ、チダケサシなど85種類もの草花を植えたことが最大の特徴。自然な感じを出すため高価な置石などにはこだわらず、やわらかさをかもし出す枕木を用いたのも独自のアイデアです。「組合が出来て丁度10年。若手の造園会社が九つ集まって、小さいながらしっかりとまとまって庭をつくりあげた。自然なつくりが認められて本当にうれしい」と佐藤友義さんは話しています。

代表理事の佐藤会員
(鶴川第一地区会)



茶室から見た庭園。費用は約7千万円とか…。



国際交流のひとくち知識シリーズ

マレーシア

「9人の王様が治める国」

マレーシアには9人の王様がいます。そもそもこの国は、13の州から成り立っているのですが、このうち9つの州に、サルタンと呼ばれる王様がいます。もちろん、外交上

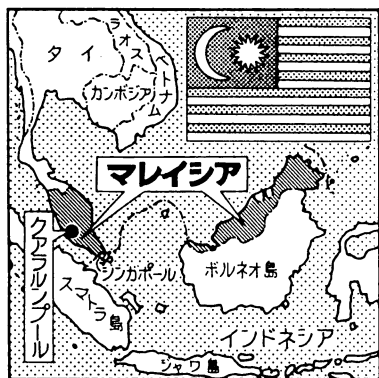
9人も王様がいては困ってしまいます。そこで、5年に一度王様が集まってサルタン会議を開き、その後5年間の公式の国王を決めるのだそうです。

ところで、マレーシアには海外に知られた特産品が少なくありません。世界一の生産量を誇る天然ゴムは、以前はマレーシアの“代名詞”のようなものでした。アブラヤシからとれ、食用油として使われるパーム油は、世界のシェアの8割を占めます。そのほか、石油、スズ、木材なども豊富にとれます。

しかし、意外なことに、マレーシアの輸出総額の半分以上を占めるのは、加工製品なのです。日本などの外国企業からの投資が増え、半導体を中心とした、テレビ、エアコンなどの電子・電気機器の生産が活発になっているからです。

▶今年「観光年」

今年マレーシアの「観光年」です。エキゾチックなムード満点のこの国は、きっと観光客の心を引きつけることでしょう。売り物は、なんといっても白い砂浜とサンゴ礁の海。それと日本ではあまり味わえないドリアン、マンゴスチン、ジャックフルーツといった果物



近年、テレビ、エアコン等、電子機器の加工製品の輸出が活発になっが、まだ白い砂浜と珊瑚礁の海もこの国の重要な産業です。

がふんだんにあることです。

また、治安がいいのもうれしいことです。一般に温和といわれる国民性によるものでしょうか、暴力犯罪は滅多にありません。麻薬の取り締まりも非常に厳しく、不法所持者は量によっては死刑とか。

▶合言葉は東方政策

この10年、この国では「ルック・イースト・ポリシー」(東方政策)が、一つの合言葉になっています。その狙いは日本人の勤勉さや労働倫理、労使関係を学びとろうというものです。

1982年から、国の事業として留学生と産業技術研修生を日本に派遣しており、すでに2千人以上の人々が日本の企業で研修を受けたり、高専・大学に留学したりしています。

マレーシア

首都 クアラルンプール

面積 約33万km² (日本の約0.9倍)

人口 約1,740万人 ('89年見込み)

人口密度 1 km²あたり約52人

(日本は約320人)

言語 マレー語(国語)、中国語、ターミル語、英語、その他

宗教 イスラム教(国教)、仏教、儒教、ヒンズー教、キリスト教

社 団 法 人 町田法人会会報 第35号

発 行 年 月 日 平成3年1月15日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石井儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン タイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型Lは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社 **大同生命** **AIU 保険会社**

町田営業所／町田市中町2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151